

山武市 第2次総合計画策定方針

(平成 29 年 2 月 20 日 庁議決定)

1 策定の背景

山武市は、平成 18 年 3 月 27 日に成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の 4 町村の合併により誕生し、平成 20 年 3 月に策定した山武市総合計画（以下「第 1 次総合計画」という。）に基づき、「協治」によるまちづくりを進めてきました。

計画開始から 8 年が経過し、少子高齢化の急速な進展や生産年齢人口の減少等、深刻な人口減少が起こっています。全国的にも人口減少克服に取り組むため、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布される等、地方創生の動きが高まっています。更には、東日本大震災等の甚大な災害に対応できる、強靱でしなやかなまちづくりが求められています。このため、様々な環境変化を見極めその変化に対応でき、かつ将来の成長戦略が描ける自治体経営が必要となっています。

山武市は、これまで培ってきたマネジメントサイクルの行政経営を活かしながら、近接する成田空港との共生を含めた周辺自治体との連携を視野に入れつつ、住民自治を礎にしたまちづくりの指針となる、第 2 次山武市総合計画（以下「第 2 次総合計画」という。）を策定します。

2 策定の根拠

これまで自治体が策定する総合計画については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされてきました。しかしながら、国の地域主権改革の下、平成 23 年 5 月 2 日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の策定義務がなくなり、総合計画の策定については、市の自主的な判断に委ねられることとなりました。

総合計画は、従来から総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針であるとともに、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、市としては法的な策定義務がなくとも、引き続き策定すべきものと考えます。なお、まちづくりのビジョンを示す基本構想についても、市全体の総意の下で策定された計画であることを示すため、市議会の議決を経ることとします。

このため、市は、新たに「山武市総合計画条例（仮称）」を定め、これに則り基本構想について議会の議決を経た上で、総合計画の策定を行います。

3 策定の基本的な考え方

第 2 次総合計画は、次の基本的な考え方に基づいて策定します。

(1) 成果指標を活用した総合計画

第 1 次総合計画では、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価の仕組みを活

用してきました。

第2次総合計画の策定に当たっては、引き続き、各施策・基本事業に成果指標を設定し、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Action：計画－実施－評価－改善）による行政経営を推進します。

(2) 市長任期と連動した総合計画

第1次総合計画では、基本構想を10年間、基本計画を5年間として策定してきました。このため、急な環境変化や市長の施政方針等に対して、計画と実態とが乖離する状況がありました。

このため、第2次総合計画の策定に当たっては、計画の期間や構成等を見直し、市長任期と連動させることで、機動的かつ柔軟な対応ができ、市長の施政方針が反映できる計画策定を目指します。

次期市長選（平成30年4月執行予定）を踏まえると、第2次総合計画の計画開始時期は、平成31年度が適切と考えます。

このため、第1次総合計画（平成20年度から平成29年度）は1年延長し、計画期間を平成30年度までとします。本延長に伴い、基本構想部分については議決の必要があり、後期基本計画（平成25年度から平成29年度）については、1年延長に併せた平成30年度目標値の設定等が必要となります。

(3) 市の最上位計画としての総合計画

総合計画は、市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる計画です。

第1次総合計画の策定においては新市建設計画、後期基本計画の策定においては復旧・復興計画との連携を図ってきました。第2次総合計画の策定に当たっては、更に行政経営を推進するとともに、市の長期展望の実現に向けて、各計画との連携強化を行います。

行政経営の視点では、行政改革大綱の理念を継承し、行政改革行動計画で掲げた取組項目を総合計画に取り入れることで、行政評価の仕組みを活用しながら、より効果的で効率的な行政改革の推進を目指します。

市の長期展望実現の視点では、平成27年度に策定した「山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を強化するため、同戦略で設定した数値目標やKPI（重要業績評価指標）を、総合計画の成果指標に組み込み、人口減少克服と地方創生に向けての取組強化を図ります。

(4) 条例に基づき策定される総合計画

上記3点の考え方に基づく第2次総合計画を策定するに当たり、根拠となる条例として「山武市総合計画条例（仮称）」を制定します。本条例では、総合計画の考え方や構成、手続き等を定めます。

また、本条例の制定に伴い、現在の総合計画審議会条例を廃止し、「山武市総合計画条例(仮称)」に基づき、新たに総合計画審議会を設置します。

4 計画の構成と期間

第2次総合計画は、第1次総合計画の構成を継承し、基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画で構成します。

構成	内容	計画期間
(1) 基本構想	市の歴史や自然等の地域的特性、市勢を表す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。	4年間 (議決事項)
(2) 基本計画	計画期間を市長任期と連動させ、市長の施政方針に沿った行政運営ができる体制を確保します。 ① まちづくりの方針(市長の施政方針) ② 政策体系(政策-施策-基本事業) ③ 重点分野 ④ 施策別計画(環境変化、課題、成果指標、目標値等)	4年間 (市長任期と連動)
(3) 実施計画	基本計画の目標達成に向けて必要な事業及び財政計画に大きな影響がある事業を示します。 ① 目標達成に向けて必要な事業(戦略事業) 対象:重点分野の主要事業 地方創生関連事業 ② 財政計画に大きな影響のある事業(主要事業) 対象:各施策の成果に大きな影響がある事業 中長期の財政計画に影響がある大型事業	3年間 (毎年ローリングを実施)

5 計画策定の体制

第2次総合計画の策定に当たっては、第1次総合計画の達成状況や直近の環境変化等を踏まえながら、下記に掲げる手続きに従って、策定を行います。

(1) 庁内体制

- ・第1次総合計画で構築した行政評価の仕組みを活用し、主管課長を中心に、施策単位で基本計画の見直し作業を行います。この結果を集約し、各部長等で構成する庁議において、基本構想の起草や各施策間の総合調整、重点施策の設定等を行い、総合計画の原案作成を行います。
- ・策定に関わる事務は、企画政策課、総務課、財政課で構成する行政評価推進事務局で行います。

(2) 市民参画

- ・ 広く市民の意見や提案を反映させるため、まちづくりアンケート（無作為で市民 3,000 人を抽出し実施）や、パブリックコメント等を実施します。

(3) 審議機関

- ・ 「山武市総合計画条例（仮称）」に基づき、新たに「山武市総合計画審議会」を設置し、各分野の専門的見地等から、計画内容の調査及び審議を行います。委員の構成は、各種団体や公募による市民委員、学識経験を有する者等を予定しており、市長が任命することとします。
- ・ 市民の代表である山武市議会において、議会全員協議会等で第 2 次総合計画策定過程を逐次報告し、十分に意見交換・反映を行います。また、基本構想に関しては議決を経ることとします。

6 計画策定のスケジュール

第 2 次総合計画は、平成 31 年 3 月を目途に策定するものとし、概ね下記のスケジュールに基づき策定に取り組みます。

時期	内容
《平成 28 年度》 平成 29 年 3 月	・ 第 2 次総合計画策定方針の策定、山武市議会への説明
《平成 29 年度》 平成 29 年 6 月 10 月 10～11 月 平成 30 年 1～3 月	・ 第 1 次総合計画の延長及び総合計画条例の上程・議決 ・ 第 2 次総合計画策定の職員説明会 ・ 施策体系の検討（環境変化、課題の整理） ・ 第 1 回山武市総合計画審議会の実施 ・ 施策・基本事業の帳票作成（成果指標及び算定式等の設定）
《平成 30 年度》 平成 30 年 4 月 4～6 月 7 月 7～8 月 9～10 月 10 月 10～11 月 12 月 平成 31 年 3 月	・ 市長選の執行 ・ まちづくりアンケートの実施（成果指標の現状値の取得） ・ 重点分野の検討 ・ 成果指標の目標値設定 ・ 実施計画事業の選定 ・ 総合計画（原案）の作成 ・ パブリックコメント ・ 総合計画審議会への諮問・答申 ・ 山武市議会への説明 ・ 山武市議会での基本構想の議決 ・ 第 2 次総合計画の策定

※総合計画審議会及び議会に対しては、計画の各作成段階において中間報告を行う。